

準用団体に対する融資について

自治省および大蔵省は差し当り準用団体に対する再建のための融資に関する基本的な事項について下記のとおり合意する。

昭和39年7月4日

自治省 財政局 調査課長
大蔵省 理財局 地方資金課長

記

- 1 自治省はできる限り早い機会に管理的経費の節約等による財政構造の健全化の指導を含む「財政再建計画策定指導要領」を定めるとともに、地方公共団体が赤字を累積して再建期間が長期になりあるいは再建に多額の資金を要することとならないよう、赤字団体に対しては早期にその赤字原因に即応した財政再建計画を策定するよう指導する。
- 2 1の趣旨に即って財政再建計画を策定した赤字団体に対しては、大蔵省はその実施に要する資金を融通する。
ただし、かつて財政再建団体又は準用団体であった団体で再び赤字となったものについては、新たに発生した赤字の原因を勘案して融通の適否を決定するものとする。
- 3 2によって融通する資金の額は、前年度の決算（未決算の場合は決算見込）における普通会計の実質赤字額から未収入特定財源の額及びその年度における赤字解消計画額の2分の1の額を控除した額とする。
ただし、次に掲げるような金額に相当する金額については、原則として資金の融通を行わない。
 - (1) 地方債の繰上償還額及び許可を受けずに起した地方債の償還額
 - (2) 公益上必要があると認められない寄附金、補助金等の金額
 - (3) 当該地方公共団体の財政状況等からみて不当に多額の一般財源が単独事業に充てられている場合のその充当額
 - (4) 自治省へ提出した決算報告が実額と著しく異なる等不明な経理により明らかにされずに累積された赤字額
 - (5) 災害、立地企業の経営不振に伴う歳入の激減等やむを得ない事由による場合を除き、財政再建計画期間中において新たに生じた赤字額
- 4 上記2及び3により資金の融通を行うのは財政再建計画承認の翌年度からとする。
- 5 上記2及び3によって資金の融通が行われない場合、自治省はその地方公共団体の再建のための資金手当については、政府資金によることなく別途方法を検討するものとする。